

荒川区市街地整備指導要綱の概要

(別紙：墓地、納骨堂、火葬施設等、移動火葬施設)

平成 30 年 3 月 1 日施行

対象事業（第 3 条）				
<ul style="list-style-type: none"> ・墓地又は納骨堂の設置 ・火葬施設の設置、埋葬施設又は納骨施設の設置 ・移動火葬施設の使用 ・その他区長が特に必要と認めるもの 				
近隣関係住民への説明（第 6 条）				
近隣関係住民への計画内容の説明				
下記のうち施行区域の敷地境界線から最も広範囲となる関係権利者				
<ul style="list-style-type: none"> ・建物高さ 2 倍 ・墓地及び火葬施設等及び区長が特に必要と認める事業 100m ・建物の計画が伴わない場合 10m 				
景観への配慮（第 7 条）				
・「景観チェックシート」の提出				
道路の整備（第 8 条）				
「主要道路」：施行区域の接する最大幅員の道路				
< 施行区域面積による規定 >				
・ 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満の場合：主要道路を幅員 6m 以上に拡幅				
・ 3,000 m ² 以上の場合：主要道路を幅員 9m 以上に拡幅				
建基法第 42 条第 2 項道路は「道路状(L 型側溝 + アスファルト舗装)」に自主整備				
緑地等の整備（第 9 条）				
< 施行区域面積による規定 >				
施行区域面積 (m ²)	緑地 (%)	墓地及び埋設施設	屋上緑化 (%)	公開広場 (%)
1,000 未満	8 以上	20 以上	10 以上	-
1,000 以上 3,000 未満	10 以上	20 以上	20 以上	-
3,000 以上	6 以上	20 以上	20 以上	4 以上
墓地及び埋葬施設：施行区域の境界に沿って配置				
その他：商業系地域内の場合、条件付き緩和あり				
建築物外壁の後退（第 10 条）				
5 階建以上又は高さ 15m 以上の建物（商業系の用途地域・最低限高度地区等は除く）				
敷地面積 (m ²)	外壁後退距離 (m)			
	敷地境界線		道路境界線	
1,000 未満	有効 0.5 以上			
1,000 以上 2,000 未満	有効 1.0 以上		有効 1.0 以上	
2,000 以上 3,000 未満	有効 1.5 以上			
3,000 以上	有効 2.0 以上			

生活環境対策（第 11 条）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 囲障対策(生けがき・フェンス等) ・ 施設の入口付近に防犯灯の設置 ・ 廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設置 ・ 臭気等の衛生対策 ・ 騒音、振動対策 ・ 人溜まりスペース等の管理、運営に必要な施設の設置 ・ 焼却設備の防じん及び防臭対策 など 	
本文別表参照	
駐車施設（第 12 条）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「荒川区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」に定める台数 ・ 公共施設及び商業施設等：来客及び荷さばき等に必要な台数 	
駐車施設：1 台あたり幅 2.3m 以上 × 奥行 5.0m 以上	
駐輪施設（第 13 条）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画に応じた駐輪台数 ・ 「荒川区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」に定める台数 	
防災対策（第 14 条）	
・ 防火水槽の設置	
地階を除く延床面積 (m ²)	水槽容量 (t)
1,000 以上 2,000 未満	設置するよう努める
2,000 以上 5,000 未満	40 以上
5,000 以上	100 以上
・ 「防災対策チェックシート」の提出	
電波障害対策（第 15 条）	
5 階建以上又は高さ 15m 以上の建築物：電波障害予測調査、電波障害対策	
設計上の配慮（第 17 条）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東京都福祉のまちづくり条例・施設整備マニュアル」に基づいた設計 ・ 「建築物環境配慮チェックシート」の提出 ・ スペース・堤防の整備協力(河川区域から 50m 以内) 	
その他の協議事項（第 19～21 条）	
・ 町会等との協議、土壌汚染対策、埋蔵文化財保護	

各種手続き等の 20 日(移動火葬施設は事業着手)前までに事前申出書(3 部)の提出

防災都市づくり部 都市計画課 03-3802-3111(内線 2813)